○農林水産省告示第三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市屏字平原一二三の七、一二七の三、一二九、一三〇、一四四、一六〇、字アシサコ二八七の一、二八八の一、三〇七の一、三〇七の二、三〇七の四、三〇九、三一四、三二六、三六四、三六五、三七一、三七二、三七八、三七九の三、三八三、字ゴウラ三九八、四〇一、四一〇、四一二、五一一の七、五一九の一、字タタラ五三一の二、五七二、五七九、五八一、五八五、五八七、五八九、五九五の一、五九六、字ヌノキタニ七五七から七六〇まで、八九三の一、九一〇の七、九二三の一、九二三の二、字キシタカ九三一、九三二、九五五、九五六、九六二、二〇六の一、一〇六の二、一〇三一の一一、一〇三一の四四、字サコ一〇三二の一一、一〇三九、一〇五七の一、一〇五七の二、一〇五九、一一七六、一一九三、一二三三、一二三九、一二四〇、字荒谷一二四九の一、一二六二、一二七一、一三二〇、一四八七、一四九四、一四九六、一四九九の三、一五〇〇、一五〇二、一五一〇、一五三二、一五四〇、一五七五、一五八五、一五八七、一五九〇、字ウトウラ一七七七の一五、一七九八の一、字ヒノタニ一八七五、一八九七の四、一九〇六、一九五四、一九六七、一九九二の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡香春町大字採銅所字長谷二七八一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県宮若市下字力丸二四八八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字牛ケ鼻一の一四から一の一九まで

㈠　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字櫃原八の二九、八の三〇、八の三二、字白鳥四、字北向一一、字売沢一七の一、二〇、二一の一、二四の一、二五、三二、三三の一、四五の一、四五の一三、四六

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村下黒川字奥八、三六の二、三六の一一、設楽町八橋字臼置場一四の二から一四の四まで、一五の一、一五の二、一五の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥三六の一一・字臼置場一四の二・一四の三・一五の一・一五の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字東薗目字荒シ山四の一、五の一、六の一、七、九の一、一〇から一二まで、一二の一、字細畑三、四の三、五、五の一、六、六の一、七の三、八の二から八の五まで、一〇、一一の一、一一の二、一二の一、一三、一四、一四の一、一五、一五の一、一六の一、一八、字一ノ瀬三の二、九、一〇の一、一〇の四、一〇の五、字梨畑二、一二から一四まで、二二の一、二二の二、二二の五から二二の七まで、二二の一〇、一〇・一一・一六・一六の一・一七・二〇の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字猪母久保一、字向保津一八の三、字折地三三の一、三三の二、三四、三五の四、大字西薗目字猪尾津一の一、二から七まで、九、一〇の一、一〇の二、一一の一、一一の二、一二、一三、字上小田敷三九の七から三九の一〇まで、四〇、四一の七（次の図に示す部分に限る。）、四一の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥三六の一一・字臼置場一四の二・一四の三・一五の一・一五の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字東薗目字荒シ山四の一、五の一、六の一、七、九の一、一〇から一二まで、一二の一、字細畑三、四の三、五、五の一、六、六の一、七の三、八の二から八の五まで、一〇、一一の一、一一の二、一二の一、一三、一四、一四の一、一五、一五の一、一六の一、一八、字一ノ瀬三の二、九、一〇の一、一〇の四、一〇の五、字梨畑二、一二から一四まで、二二の一〇、一〇・一一・一六・一六の一・一七・二〇の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字猪母久保一、字向保津一八の三、字折地三三の一、三三の二、三四、三五の四、大字西薗目字猪尾津一の一、二から七まで、九、一〇の一、一〇の二、一一の一、一一の二、一二、一三、字上小田敷三九の七から三九の一〇まで、四〇、四一の七（次の図に示す部分に限る。）、四一の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備